

ABK学館日本語学校学則

第1章 総則

(目的)

第1条 本校は、学校教育法に基づき、日本語等の語学並びに日本事情等を習得しようとする者に対して教育を行い、もって国際社会における人的交流に貢献する人材を育成することを目的とする。

(名称)

第2条 本校は、ABK学館日本語学校と称する。

(位置)

第3条 本校は、東京都文京区本駒込2丁目12番12号に置く。

(自己点検・評価)

第4条 本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校における教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

第2章 コース、修業年限、定員及び休業日

(コース、修業年限及び定員)

第5条 本校のコース、修業年限、定員及びクラス数は、次のとおりとする。

	コース名	修業 年限	入学 定員	総定員	学級数	昼夜 の別
	日本語 2 年コース (1 年次:第 1 部、2 年次:第 2 部)	2 年	20 人	40 人	2	昼間
第 1 部	日本語 1 年コース	1 年	60 人	60 人	3	昼間
第 2 部	日本語 1 年コース	1 年	60 人	60 人	3	昼間
			140 人	160 人	8	

(学年及び学期の終始期)

第 6 条 本校の学年は、4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

2 学年を分けて次の 2 学期とする。

(1) 第 1 学期 (前期) 4 月 1 日から 9 月 30 日まで

(2) 第 2 学期 (後期) 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで

(休業日)

第 7 条 本校の休業日は、次のとおりとする。

(1) 土曜日及び日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日

(3) 夏季休業 7 月下旬から 8 月下旬の間の 3 週間

(4) 冬季休業 12 月下旬から翌年 1 月上旬の間の 3 週間

(5) 春季休業 3 月中旬から 4 月上旬の間の 3 週間

2 前項第 3 号から第 5 号までに定める休業日の始期及び終期は、校長が年度により別に定める。

3 教育上必要があり、かつ、やむを得ない事情があるときは、第 1 項の規定にかかわらず、休業日に授業を行うことがある。

4 非常災害その他急迫の事情があるときは、臨時に授業を行わないことがある。

(始業及び終業の時刻)

第8条 本校の始業及び終業の時刻は、次のとおりとする。

部	コース名	始業時刻	終業時刻
第1部	1年コース・2年コース	9時	12時30分
第2部	1年コース・2年コース	13時30分	17時00分

2 校長が必要と認めたときは、前項の時刻を変更することができる。

第3章 教育課程、授業時数、学習の評価及び教職員組織

(教育課程)

第9条 本校の教育課程及び授業時数は、別表1のとおりとする。

(学習の評価)

第10条 学習の評価は、平素の勉学、出席状況及び試験の成績を総合し決定する。

2 学習の評価は、上位よりS A (特秀)、A (秀)、B (優)、C (良)、D (可)、F (不可)の標語をもって行う。

(教職員組織)

第11条 本校に次の教職員を置く。

- (1) 校長 1人
- (2) 主任教員 1人
- (3) 教員 8人以上 (専任4人以上)
- (4) 生活指導担当者 2人以上 (専任2人以上)
- (5) 事務職員 3人以上 (専任2人以上)

- 2 学校運営上必要と認めた場合は、その他必要な職員を置くことができる。
- 3 校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。
- 4 教職員に関する規定は、別にこれを定める。

第4章 入学、休学、退学及び卒業

(入学資格)

第12条 本校の入学資格は、次の各号のいずれかに該当していること。

- (1) 外国において、学校教育における12年の課程を修了したこと。
- (2) 外国において中等教育の課程を修了したこと。
- (3) 本校のコースを履修するに足りる学力があると認められること。

(入学時期)

第13条 本校の入学時期は、年1回とし、その時期は、4月とする。

(入学の手続、許可)

第14条 本校に入学を希望する者は、本校の定める入学願書その他の書類に必要事項を記載し、第23条に定める入学検定料を添えて指定する期日までに願出しなければならない。

- 2 前項の手続きを完了した者に対して選考を行い、入学者を決定する。
- 3 本校に入学を許可された者は、第23条に定める入学金及び本校の定める必要書類を指定する期日までに提出し、入学手続きをしなければならない。
- 4 前項に定める手続が所定の期日までに行われなときは、入学の許可を取り消すことがある。

(保証人)

第15条 保証人は、学生の父母またはそれに代わる独立の生計を営む成年

者で、入学者の学費等諸経費の支弁と一身上に関する一切の責任を負うことができる者とする。

- 2 保証人が転居又は改姓名等異動があった場合は、その旨を直ちに届け出なければならない。
- 3 保証人が死亡したとき、又はその他の事由でその責を果たし得なくなったときは、新たに保証人を定めて本校に定める必要な書類を提出しなければならない。

(休学・復学)

第16条 学生が疾病その他やむをえない事由により、1か月以上休学しようとする場合は、医師の診断書又は詳細にその事由を具した保証人連署の休学願を提出し、校長の許可を受けなければならない。

- 2 校長は、疾病のため就学することが適当でない認められる学生に対して、休学を命ずることがある。
- 3 前2項の学生が復学を希望する場合は、医師の診断書を添えた所定の復学願いを提出し、校長の許可を得て復学することができる。
- 4 休学を許可された学生は、その期間中授業及び試験を受けることができない。

(退学)

第17条 やむをえない事由で退学しようとする者は、その事由を記載した書類を保証人連署のうえ提出し、校長の許可を受けなければならない。

- 2 退学を願い出る者は、その在籍学期の授業料等を完納していなければならない。
- 3 校長は次の各号のいずれかに該当する者に対して、退学を命ずることがある。

(1) 健康上の理由により、就学が困難な者

(2) 許可された休学の期間を超えて、なお就学できない者

(3) 死亡又は長期間にわたり行方不明の者

(修了・卒業の認定)

第18条 校長は、教育課程で定められた各授業科目について第10条第2項に定める学習の評価を行い、一定の評価を受けた者に対して、当該科目の修了を認定する。

第19条 校長は、本校所定の課程を修了した者に対して、卒業証書を授与する。

第5章 賞罰

(褒賞及び表彰)

第20条 校長は、成績優秀者および他の学生の模範となる者に対して、褒賞を与え、表彰することがある。

(懲戒処分)

第21条 学生がこの学則その他本校の定める諸規則を守らず、学生としての本分にもとる行為があったときは、校長は、当該学生に対して懲戒処分を行うことがある。

2 懲戒処分は、訓告、停学及び退学の3種とし、校長が行うものとする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する学生に対して行うものとする。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力が劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当の理由がなく、出席が常でない者

(4) 学校その他の秩序を乱し、学生としての本分に反した者

(5) 虚偽の事実に基づき、入学したことが判明した者

(除籍)

第22条 学生が退学処分に従わない場合、校長の判断により除籍とする場合がある。

第6章 入学検定料、入学金及び授業料等

(納付金)

第23条 本校の入学検定料、入学金及び授業料等の金額は、別表第2のとおりとする。

(納入及び納入の特例)

第24条 学生がその在籍中は、出席の有無にかかわらず、授業料を所定の期日までに全納しなければならない。

2 学生が休学したときは、前項の規定にかかわらず、休学期間中の授業料を免除することがある。

3 特別の理由のある場合には、別に定めるところにより、授業料の全部又は一部を減免することがある。

(滞納)

第25条 学生が、正当の理由なく、かつ、所定の手続きを行わずに授業料を指定する期日までに支払わず、督促をしてもその後においても誠意なく納入の見込みがないときは、退学を命ずることがある。

(納付された入学検定料、入学金及び授業料等の取扱い)

第26条 既に納入した入学検定料、入学金及び授業料等は、原則として返還しない。

2 前項の規定にかかわらず、第14条第3項に規定する入学手続を完了した者のうち、本校が指定する期日までに入学辞退の申し出があった場合は、

入学検定料及び入学金を除く授業料等を返還する。

- 3 入国管理局より在留資格認定証が交付されなかった場合、あるいは在外公館等で査証を取得できなかった場合、入学検定料を除く入学金および授業料等を返還する。

(健康診断)

第27条 健康診断は、毎年1回、別に定めるところにより実施する。

第7章 雑則

(施行細則)

第28条 この学則の実施にあたり、必要ある事項は、校長が別に定めることができる。

附 則

- 1 この学則は、平成26年 4月 1日から施行する。

別表 1 (第 9 条関係)

教育課程及び授業時数

(1) 日本語 1 年コース

1 単位時間 45 分

授業科目	内 容	1 年次		2 年次		授業時間 数合計
		年間授業 時間数	週授業 時間数	年間授業 時間数	週授業 時間数	
一般 教養	日本 事情	86 時間	2 時間 (43 週)	—	—	86 時間
日本語	日本語 の修得	774 時間	18 時間 (43 週)	—	—	774 時間
計	—	860 時間	20 時間 (43 週)	—	—	860 時間

(2) 日本語 2 年コース

1 単位時間 45 分

授業科目	内 容	1 年次		2 年次		授業時間 数合計
		年間授業 時間数	週授業 時間数	年間授業 時間数	週授業 時間数	
一般 教養	日本事 情	86 時間	2 時間 (43 週)	86 時間	2 時間 (43 週)	172 時間
日本語	日本語 の修得	774 時間	18 時間 (43 週)	774 時間	18 時間 (43 週)	1548 時間
計	—	860 時間	20 時間 (43 週)	860 時間	20 時間 (43 週)	1720 時間

別表 2 (第 2 3 条関係)

入学検定料、入学金及び授業料の額

	1 年コース課程	2 年コース課程
入学検定料	2 0 , 0 0 0 円	2 0 , 0 0 0 円
入 学 金	8 0 , 0 0 0 円	8 0 , 0 0 0 円
授 業 料	5 8 0 , 0 0 0 円	1 , 1 6 0 , 0 0 0 円
施 設 費	4 0 , 0 0 0 円	8 0 , 0 0 0 円